

議案第12号

押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する
条例を制定するについて

押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例
を、次のとおり制定するものとする。

令和4年2月16日提出

宇治市長 松村淳子

宇治市条例第 号

押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する
条例

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年宇治市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名して」を「に宣誓書（別記様式）を提出して」に改める。

別記様式中「別記様式」を「別記様式（第2条関係）」に、「共に」を「ともに」に改め、「印」を削り、「したがう」を「従う」に、「または」を「又は」に、「したがつて」を「従つて」に、「あたる」を「当たる」に改める。

(宇治市財務条例の一部改正)

第2条 宇治市財務条例（昭和26年宇治市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、署名押印しなければ」を「、署名しなければ」に改める。

(宇治市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第3条 宇治市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年宇治市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項各号列記以外の部分中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第7条第3項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認める事項

第8条第3項中「かえて」を「代えて」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第8条第7項に次の1号を加える。

(6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認める
事項

第9条第2項各号列記以外の部分中「記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第9条第2項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認める
事項

第10条第2項各号列記以外の部分中「記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

第10条第2項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認める
事項

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

押印を求める手続の見直し等に伴い、所要の改正を行うものであります。